富山県社会福祉審議会

　　　　　　日　時：平成30年３月29日（木）

午後１時～午後２時30分

場　所：富山県民会館302号室

１　開　　会

２　挨　　拶【布野厚生部次長】

３　議　　事

　（１）社会福祉審議会運営規程の一部改正について

【岩城委員長】　ただいまご紹介いただきました岩城でございます。

　皆さんのご協力のもと、円滑な審議会運営に努めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

　さて、福祉に対するニーズが複雑・多様化している中で、この審議会の果たす役割もますます重要になってきております。

　委員の皆様におかれましては、本県における福祉施策の効果的な推進のため、幅広い観点からご意見やご提言をいただきたいと思っております。

　本日の議事の中心は、富山県民福祉基本計画（第二次改定版）の答申案となっておりますが、あわせて、社会福祉審議会運営規程の一部改正や平成29年度に策定等を行う各計画（概要）それから平成30年度富山県福祉関係予算についての報告もあります。

　それでは、お手元の会議次第の順序に従って進めたいと思います。

　議事の「社会福祉審議会運営規程の一部改正について」、事務局から説明いただきたいと思います。

【杉田子ども支援課長】　よろしくお願いいたします。

　資料１－１をごらんください。

　富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正についてでございます。

　改正内容は、児童福祉措置審査部会の所掌事務の変更でございます。

　１番の「改正理由」のほうにありますけれども、児童虐待への対応を強化するため、平成29年６月の児童福祉法等の改正によりまして、児童等の保護について司法関与が強化されることとなったところでございます。平成30年の４月２日施行となっております。

　従来、児童相談所長が行う一時保護、これは下の※の１にもありますけれども、児童の安全確保等のために行っているものでございますけれども、これにつきましては、親権者等の意に反して２カ月を超えて行う場合、児童福祉審議会、※２のほうにありますけれども、本県では、この社会福祉審議会の措置審査部会で対応しているものでございますけれども、その児童福祉審議会の意見聴取が必要でございました。今回、法改正によりまして、この意見聴取に代えまして、新たに家庭裁判所の承認を得なければならないこととなったところでございます。

　このため、社会福祉審議会運営規程を改正いたしまして、児童福祉措置審査部会の調査事項、下の表にありますけれども、現行は片仮名のアからオの５項目について所掌しておりますけれども、このうち片仮名のエの「一時保護の継続に関する事項」につきまして削るものでございます。

　２ページ目のほうは、今回の法改正の概要を表したものでございまして、２番のほうにありますけれども、「家庭裁判所による一時保護の審査の導入」といったところでご紹介されているところでございます。

　今回の改正後のものですけれども、資料１－２になりますけれども、改正後の運営規程の全体なります。

　２枚目の上のほうにアンダーラインしてございますけれども、アからオ、５項目あったうち、１つ繰り上がる形で、オにあったものが繰り上がったという形になっております。

　説明は以上でございます。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　ただいま事務局から説明がございましたが、この件につきまして、ご異議等はありませんでしょうか。何かご意見等はございませんでしょうか。

【舘委員】　この法改正といいますか、規則の改正について、家庭裁判所の承認を得なければならないというのは、簡単にこういうふうに言ってありますが、家庭裁判所は、それなりの受け皿としてきちっと対応ができるようになっているのかという心配があるので、その点、説明をお願いいたします。

【杉田子ども支援課長】　今回の法改正を受けまして、司法関与の強化ということをなされておりますので、国全体として家庭裁判所の体制強化も図られているものだと思っております。

【舘委員】　具体的に要員が増えたとかいうのがあるんですか。

【杉田子ども支援課長】　体制が強化された具体的な数値としては持ち合わせておりません。

【舘委員】　私が心配なのは、その程度のことでね、流れているというのは非常に危険だと思うんですよ。やはり言葉だけでひとり歩きするというのは、非常に現場では大変だと思うんですよ。だから、それをぜひもう少し、国の制度でありますので、確認を取って進めていただければありがたいと思います。お願いしておきます。

【杉田子ども支援課長】　ありがとうございます。確認させていただきます。

【岩城委員長】　よろしいでしょうか。

【舘委員】　はい。

【岩城委員長】　そのほか、何かご意見等はございませんでしょうか。

　特にご意見がないようですので、原案どおり改正いたします。

（２）福祉に関する施策の基本となる計画（富山県民福祉基本計画（第二次改定版）

　　（答申案）について

【岩城委員長】　次に、議事の２、富山県民福祉基本計画（第二次改定版）（答申案）について大橋専門分科会長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大橋臨時委員】　大橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、富山県社会福祉審議会福祉基本計画専門分科会を代表いたしまして、私のほうから概略説明をさせていただきたいと思います。もし足らないところがあれば、事務局から補足をお願いたしたいと思います。

　まず、資料の２－１をごらんいただきたいと思いますが、この２ページおあけいただきたいと思います。その２ページの上のほうに、本計画は、2003年３月に「富山県民福祉基本計画」を、また2012年にはその改定を行ったということで、今回はその第２次改定ということで、実質的には３回目ということになるわけでございます。

　大きな動きは、その２ページの中ほどに、「さらに、2016年７月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、2017年２月には、改革の骨格として地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化など、地域共生社会実現のための方向性が示された」ということでございます。この方向性が出るまでにこの計画を仕上げるのはやや国の政策動向と齟齬をきたすということで、先ほど次長の説明がありましたけれども、１年ずらしてこの計画をつくらせていただいたということになります。

　この計画は、６ページをおあけいただきたいのですけれども、先ほど次長の話にもございましたが、一番上に富山県総合計画、元気とやま創造計画というのがございます。これとの整合性を持たせるということで、実質的に、今年度末に計画の策定を遅らせていただいたということでございます。この計画は、その６ページの下のほうに書いてございます、これから報告事項に入っていろいろ報告されると思いますけれども、富山県は、個別計画として、医療計画とかあるいは自殺対策計画とか障害福祉計画とかさまざまな計画をつくっているわけでございまして、いわばその計画の上位計画としての意味を持っているということになるわけでございます。したがって、各個別計画との整合性をきちんととらなければいけないと、そういうこともございまして、今年度末になったということでございます。

　この間、専門分科会は５回開催をいたしました。そして、２回、関係団体の皆様からご意見をいただくということもやってまいりましたし、ことしの２月からはパブリックコメントをいただいたと、多様なご意見を踏まえて専門分科会としてきょうまとめさせていただいたということでございます。

　概要版、見開きで全体を見ていただければと思いますけれども、まずそこに書いてございます計画の性格でございますけれども、福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画と同時に、市町村がこれから進めるであろう地域福祉計画を支援する計画ということも性格として持っているということです。計画をめぐる現状と動向はこれから話をしてまいりますが、例えば世帯構成の変化のところで、単身世帯が増加していると、家族機能の低下が進んでいるとか、あるいは既存の制度では対応できないひきこもりだとか孤立の問題だとかいうふうなこと、あるいは障害を持っている方々が病院や施設から地域へ移り、地域で自立生活が可能になるようにするということ、あるいは発達障害あるいは医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援だとか、そのようなことを今回はかなり意識して取り組ませていただいたということでございます。

　計画の目標は、総合計画との関係も含めまして、「誰もが安心・幸せを感じる　とやま型地域共生社会の構築」ということで、「人や地域の絆づくり」ということでございます。①全ての県民が個人として尊重され、みずからの意思に基づき、個人の自立や自己実現がかなえられる社会、②年齢や障害等の有無にかかわりなく、住みなれた地域においてともに生活できる社会、③必要な医療、介護、その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して快適な生活を営むことができる社会、④地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、社会全体で福祉を支えていく公正で活力ある社会、こういうことを県民福祉条例などを踏まえながら、確認させていただきました。

　そういうことから、計画策定の視点は、自立と社会参加の機会の確保、触れ合い、支え合いの仕組みづくり、利用者本位のサービスの質と量の確保ということでございます。

　計画の期間は、2018年、平成30年度から2022年度までの５年間でございます。後ほど説明いたしますが、総合計画の期間とのかかわりも含めて、一応数字的な指標はつくってございます。

　３つの政策の柱ということで、第１の柱が、ともに支え合う「ひとづくり」ということでございますが、今回はその３－３に書いてございます社会福祉法人、企業などの地域貢献活動の促進というようなことをかなり意識させていただきました。

　第２の柱、安心して暮らせる「地域づくり」ということでは、文字どおり富山型デイサービスは全国に先駆けをしたわけですけれども、その地域共生社会の形成というのをより強固に進めていきたいということでございます。

　第３の柱は、地域で支え合う「しくみづくり」というところで、障害を持った方々の差別をしない社会、あるいは生活困窮者の方々をきちんと支えていく仕組みだとか、そういうもの意識して取り組ませていただきました。

　それではページをくくってこれから説明させていただきますが、まず13ページのところでございますが、13ページのところが要保護児童・準要保護児童生徒の状況ということで、子どもの貧困の問題を意識して数字的にも明らかにいたしました。子どもの貧困率というのは、国のレベルでは出せるんですが、県レベルではなかなかこの作業が難しくてできないので、せめてそれに代わるものとして、要保護・準要保護児童の生徒の状況ということでございまして、就学援助率が6.74％ということで、やっぱり一定の比率で子どもの生活が厳しい状況があるということをご認識いただければというふうに思います。

　次は14ページでございますが、単身世帯の増加ということでございまして、そこにございますように、全国に比べ三世代同居率が2015年、13.2％、全国５位と高いものの、その割合は1980年の30.7％に比べて大きく減少して、2005年以降は単独世帯が三世代同居世帯より多くなりました。この単身世帯の人たちが、例えば病気をして入院するときはどういう支援が必要だとか、万が一亡くなったときはどうするんだとかという、家族では代替できない単身世帯への生活支援というのは非常に重要になってきているということでございます。

　この単身世帯の中には、先ほど述べましたように、精神病院から退院をして地域で暮らしている精神障害の方や、あるいは知的障害の人たちが地域移行ということで、地域で暮らす状況がたくさん出てまいりました。この人たちを支える仕組みもきちんと考えていかなくちゃいけないと、こういうことでございます。かなり単身者ということを意識したということでございます。

　それから19ページは、今度は子どもの虐待で、先ほどその組織の規約改定等ありましたけれども、ご質問があったとおり、本当に児童虐待などが増えているときに家庭裁判所等を含めてきちんと対応できるのかという大変大きな問題がございますが、富山県でも平成27年は358件の児童虐待相談件数が28年は629件になっていると、こういう非常に高くなっていることに注目と関心を寄せていただきたいということでございます。

　それから、次が20ページでございますが、ひきこもりの状態が多くて、上から３行目ですが、内閣府の統計などをもとにして推計しますと、富山県のひきこもりの人数が約4,000人いるということです。この方々がきちんとやっぱり社会参加をして働いていただくということが富山県全体にとっても非常に重要な意味を持っているということでございます。

　それから、その下の自殺者の推移ということで、自殺が、きょうのテレビでも取り上げておりましたけれども、全国８位だというふうなことがありましたけれども、自殺が大変、今はかつてのように全国で３万人というのは減って、２万3,000～4,000人まで減りましたけれども、それでも大変自殺が多いということに注意を喚起したいということで出してございます。

　それから21ページ、これから21世紀にはますます増えるでありましょう外国人が大変増えていると、全国で今256万人ぐらいでしょうか、そういう中で、富山県でも１万6,637名の方で、我々、ともに生きるという中には在住外国人の方もいらっしゃるということも視野に入れておいていただきたいと、こういうことでございます。

　それから、少し飛びまして、26ページでございますが、政策の動向あるいは法制度の改正の動きといたしましては、26ページの上のほうでございますけれども、児童の権利と最善の利益、保護者の育成責任と行政の保護者支援、こういう児童福祉法の改正があって虐待問題で子どもの権利をどう守るかということが１つ。

　２つ目は、その次の地域福祉政策の①のところに成年後見制度というものが2016年（平成28年）に「成年後見制度の利用促進に関する法律」ということで変わりました。単身生活が増えてまいりますと、この成年後見というのがますます重要になってまいりますし、認知症高齢者が増えれば当然需要が出てまいります。

　親族後見て従来やってまいりましたけど、親族後見は減っているばかりでございまして、親族後見というのはなかなか問題が出やすい状況があるということでございまして、成年後見のことを注目したと。

　その次が②でございますが、社会福祉法人制度改革、富山県内に今170近くの施設経営の法人がございますが、従来のように施設を利用している人だけに最善のサービスを提供するだけではなくて、もっと地域社会全体への支援というのも法人には考えていただきたいということで書き込んでございます。

　それから、一番下に、地域共生社会の実現ということでございます。

　それから31ページでございますが、そのような地域共生社会というときに、じゃあその地域共生社会の定義は何だということになりますが、富山県としましては、一番下のところに「本計画における『地域共生社会』の定義」と、「年齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生き方ができ、共に支え合う地域社会」というふうに規定させました。憲法13条で言うところの一人一人の自己実現を追求ということをきちんと押さえていきましょうという、25条からだけではなくて13条ということも考えたところでございます。

　それでは、32ページ国の厚生労働白書でもそうですが、できるだけ県内のいろんなすばらしい実践を掘り起こしてご紹介したいということで、随所にこういう事例が入っています。たしか10カ所ぐらい、10事例ぐらい挙がっていますので、それも説明できませんが、ぜひお読みいただければありがたいということでございます。

　次が34ページでございますが、先ほど地域共生社会の定義をいたしましたけど、それを進めるためには何かということですが、34ページで、２の（２）ですが、「ケアネット活動を支えるリーダーの育成」ということで、富山県が単独で全国に先駆けてこの小学校区単位にこの地域ケアネットをつくろうといった政策がすごくすばらしいわけですが、そのことをより推進しようということでございます。

　それから35ページ、これも富山県が全国に先駆けてやったものが、今や国の政策に入ってきている、いわば共生型のデイサービス、共生型のグループホーム、こういうものを進めていきましょうと、そういうことをやっていくためには、病院や施設と違って、地域で多様な専門職が一緒にやらないといけない時代でございますので、職種横断的な研修というものをやらないといけないのではないかということでございます。

　富山県でも福祉カレッジで三、四年前から始めておりますが、現在のところ16職種ぐらいの方々が一堂に会して研修をやっているわけでございます。16職種の専門職というのは結構な数でございまして、そういうことをやらないといけない。病院とか施設の場合では専門職が集積しているのは当たり前のように思っていることですけれども、地域では意識してそのチームケアというのをしないといけないと、こういうことでございます。

　39ページをおあけいただきたいんですが、先ほども述べましたけれども、３－（３）で「企業等の地域福祉活動への参加促進」ということで書いてございます。この１月に富山県社協が行いました地域福祉実践研究会がございましたけれども、黒部市で黒部市の商工会の青年部の方々が40歳代の男性２人の兄弟のとじこもりを支援するという大変すばらしい実践がありました。そういう商工会の方々も地域福祉に大いに参加をし、協力をいただきたいと、こういうことでございます。

　42ページでございますが、従来もありましたけれども、地域共生社会を進めていくためには、やはりバリアフリーという考え方よりも、誰もが活用できる利用できるユニバーサルデザインという考え方をもっと推進していく必要があるのではないかということでございます。

　そして43ページ、災害がいろいろ言われているわけですけれども、「安全で安心できる生活環境の実現」ということで、障害を持った方や高齢者などのいわば要援護の人たちへの支援というのをより考えましょうということでございます。

　44ページは、障害を持った方々が社会参加をし自己実現していくためには、何といっても情報のバリアフリーが大事で、特に最近は情報をコミュニケーションをどうとるかが大変出てまいりまして、こういうコミュニケーションを大事にしていくということは、お互いが理解していく上で大事なことではないかということで、情報コミュニケーションの手段等を盛り込んでございます。

　それから、すごい飛びまして、71ページでございます。先ほどの企業の社会参加ということと同時に、企業で働いている方々が安心して育児休業を取れる、あるいは介護休業を取れるような状況にしていかないと、労働力が不足している今日の社会の中では、全ての男性も女性も働ける条件をつくる必要があるだろうということで、（４）の「家族等の介護者への支援」の中ほどに「育児・介護休業法に基づく介護休業制度や短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の普及啓発や企業の経営者や人事労務担当者を対象にしたセミナー」などでより理解をいただきたいということを書き込ませていただきました。

　それから、72ページで、多様なサービス事業者が参入してまいります。従来ですと、行政と社会福祉法人だけでしたけれども、多様な業者が福祉サービス事業に参入してくると、きちんとしたサービス評価をしないといけないのではないかと。今までは県レベルでやっておりましたけれども、二、三年前の法律改正で、今や市のレベルまでサービス評価が下りてまいりましたので、市の社会福祉行政の力量も高めないとサービス評価はうまくいかないのではないかということで書かせていただきました。

　77ページでございますが、地域包括ケアの最も大事なことは、支え合いのネットワークをどうつくるかということでございまして、先ほど述べましたけれども、富山県が先駆けた（２）ふれあいコミュニティ・ケアネット21、このケアネット活動を推進していくと、ひとり暮らし高齢者やあるいは高齢者の買い物代行など、魚津での買い物代行などのすばらしい実践が出てまいりましたし、あるいは氷見でのＮＰＯバスなどの実践も出てまいりましたし、多様な実践が富山にございますので、こういうケアネットをより推進したいと、こういうことでございます。

　その住民の人たちが支えてくれるこのケアネットを、より専門的に支える支援体制ということで、一番下（３）包括的な支援体制の構築ということで、コミュニティ・ソーシャルワーカーなどの専門職を中心に多職種・多機関が連携した包括的な支援体制をより強固につくってまいりましょうと、こういうことでございます。

　もっといろいろしゃべりたいのですけれども、もう時間の関係があります。それで、83ページを見ていただきたいんですが、先ほど述べましたが、各大きな大項目ごとに、現況はどうなっているか、それから2021年度にはどこまでやります、2022年度はどうです、2026年度ではどうです、目標設定の考え方、検証のスパンということで、つくりっ放しではなくて計画をきちんと進行管理できる仕組みも今回書いてございます。

　2022年度というのは、この福祉基本計画の最終年度ということになります。2026年度というのは何かといいますと、県の総合計画の最終年度です。ですから、総合計画も視野に入れて、なおかつ、この福祉基本計画の2022年度までにどれだけやるかということが見えるような形で指標を整備させていただいたと、こういうことでございます。

　どうぞご審議をよろしくお願いしたいと思います。

　もし足らなければ、事務局のほうで補足をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

　以上でございます。

【岩城委員長】　大橋会長、どうもありがとうございます。

　ただいま大橋会長から説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

【和田委員】　私、ちょっとお聞きしたいんですが、今後のことを考えていくと、26ページの地域福祉施策のところで、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方々を擁護するために成年後見制度の促進を図る、これはわかります。けども、これはきちんと受ける方に納得をさせなかったら、成年後見人というものが生きてこないんですね。ただ、「このようなものがあるから書きなさい、受けなさい」言ってでも、必ずその単身の方々に身内はおられると思うんで、必ずその近親者の方々に了解を得て、きちんと裁判所がそれを与えるということになっておるかと思うんで、裁判所が手を逃れるために、今は全てが司法書士の方に投げやります。司法書士。そうすると、司法書士とその障害者の方々との対立が起きるということを私はみずからもって経験しました。そういうことで、理解度をきちんとしなくしてこの成年後見人を与えるということは、絶対に問題が起きると私は思っております。

　それで、スムーズにいっているかいないか、今の現状は先生どうなんでしょうか、教えていただきたいと思います。

【大橋臨時委員】　とても大事なご指摘、ありがとうございました。

　今、日本の成年後見を再度見直しをする作業をしています。そのモデルになるのは、2005年にイギリスで制定された意志能力確認法という法律があります。メンタル・キャパシティ・アクトでございますが、それは、精神障害の方であれ。知的障害の方であれ、認知症の方であれ、基本的には本人が意向を表明することができるということを、大前提にするわけでございます。限りなく大前提にする。意向の確認の仕方はいろいろあるわけでございます。それで、どうしてもそれがうまくいかないときには、最もその人の生活を支援している立場の人の意見を尊重するということなんです。だから、自動的に親だからわかっているだとか、兄弟だからわかっているという論議じゃなくて、その人の生活をきちんとよく見ている人が誰かということなんです。

　従来の成年後見は、どっちかと言えば、財産管理を中心に来ていますから、それでもう無理なんですね。それで、今まで身上監護と言っていましたけど、言葉自体も身上保護に変えました。この４月からは、知的障害分野はそうですが、地域生活拠点事業が始まって、そのさまざまな生活のしづらさを抱えている人が、例えばお風呂に入っているだとか、ごみ出しができているかとか、近隣関係がうまく人間関係がいっているかとか、そういうこともチェックをして支援するという仕組みが始まるわけですね。

　そういう状況が出てくると、この成年後見の中でも、もっとその身上保護の捉え方が生活支援的になってくるのではないかと。ですから、高齢者分野のケアマネジメント以上に障害分野のケアマネジメントというのがこれから相当重要になってくるじゃないかと。そういうことは多分家庭裁判所もわかっていると思いますが、裁判所の人数が少ないので、私どもは弁護士さんとか司法書士さんの場合には財産管理当然だけど、今や生活支援、監護保護になってきているんで、もっとやっぱり社会福祉士とか精神保健福祉士の人たちがきちんとやっぱりそういうことを担っていかないといけないのではないだろうか、そんな今、取り組みをしている最中です。

【和田委員】　ありがとうございました。こういう弱い人に対しまして、上意下達のないような、そういう法的なものを守っていただきたいと思っておりますので、先生のほうから、またそれを援護のほう、よろしくお願いいたします。

　以上です。

【岩城委員長】　よろしいでしょうか。そのほかに何かご意見等はございますでしょうか。

【塘添委員】　富山県視覚障害者協会の塘添です。

　今回のこの基本計画の中に事例が10ぐらいあったと思うんですけれども、非常にいい事例が載っていて、勉強になったなと思っております。ある意味で刺激になって、こちらの協会の活動のときの１つのヒントにもなるかなということで、大変勉強させていただきました。

　前回のこの会議のときに、視覚障害者協会として、視覚障害者の立場でお願いした件について２点ほど改善があったことに対して、お礼を申し上げたいと思います。

　１つは、私たち視覚障害者にとって、コミュニケーション手段としての代筆・代読というのはやはり必要なので、その辺を明記していただきたいというところもきちっと明記していただきましたし、移動に関しては、段差を単に解消するだけじゃなくて、私たち視覚障害者が歩道から車道に行くときに段差がなかったら非常に危険な思いをするから、そこのところの改善的なものにしてほしいというところになりましたところ、「障害者等の安全かつ円滑な通行に配慮した段差解消」という、より具体的なところに踏み込んだ内容にしていただきまして、どうもありがとうございました。

　これから２点ほどちょっと意見を述べてみたいと思うんですが、１点は、虐待防止についてのことなんですが、この虐待防止の統計の取り方には、高齢者の虐待それから障害者の虐待、それから児童虐待、そういうふうにあるわけですが、この障害者の虐待の状況を見ていたときに、この障害者は65歳未満だと私聞いているんですね。そうすると、身体障害者の７割以上が今回の計画の中でも問題になっていますけど、７割以上が高齢者であると。高齢者に起こったこの虐待というものは、高齢者虐待のほうに統計が取られていって、障害者虐待のほうに反映されていないようなことをお聞きしております。

　ということになりますと、高齢者の虐待の中に障害者の虐待も含まれている可能性は十分にあると思いますので、この高齢者だけのほうにポイントをしていったり、内容を表現していくんじゃなくて、障害者のほうにダブってでも処理していく必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思いますんで、これは意見でございます。

　それからもう１点は、今回の基本計画というものができ上がったわけですけれども、こういう中に８つほどのいろんな、私たちに関係する障害福祉計画とか個別の計画があるんですが、そういう計画が８つほどきれいにでき上がっていっているということになった場合に、これを広く県民に知らせるための広報活動というのをどういうふうにやっていくのかなということなんですが、今、県のほうが基本的に行っているのがホームページに掲載するという内容じゃないかなと私は思います。

　今、いろんな新聞とかでもインターネットで読むことはできるようになっていますけれども、そうは言いながらも、県民の多くは、相変わらず、部数は少しは減っているとは言いながら、多くの県民は新聞を取っているんですね。ということは、紙媒体での情報を県民は得ようとしているわけです。

　ところが、今の県のこの広報活動の中に紙媒体での広報活動が非常に弱いように思います。特に「県広報とやま」というものは非常に生きるべきなんじゃないかと思うんですが、「県広報とやま」が今まで月刊、毎月出ていたのが年６回になって、今、年５回になっている。前回も発言しましたけれども、やはりこれだけの計画というものができたときに、広く県民に知らせるということを常にこの文章の中で書いてあるわけですけれども、ホームページに頼るやり方では、65歳以上の人の中でホームページを見る人はほとんどいない、少ないんだと思います。

　また、ホームページを見ている人はどういう人かといったら、若い人とか、それかこういう行政に関するような人、施設に関してどうしても見なければいけない人、そういう人たちであって、多くの県民がこのホームページをのぞいているとはどうしても思えません。ましてやこれだけの大量のデータがホームページに載っていると、これだけのものを読み切れるところはありません。

　そうしたときに「県広報とやま」とかを使って特集を組んで、こういう施策ができたんだよ、こういうふうに県は動いているんだという、そういう施策というものを広く県民に知らせるのには、やはり紙媒体でのこの「県広報とやま」を生かすという方向に行かなければいけないんじゃないかなと、私はそういうふうに思います。

　以上、２件、発言させていただきました。

【大橋臨時委員】　後者のほうでございますが、私が答える立場かどうかわかりませんが、あとで事務局で補足をしてください。

　実は、今、塘添委員からご指摘いただいたのは専門分科会でも大きな話題になりまして、専門分科会の委員の中に北日本新聞の方がいらしたので、北日本新聞で連載をしてくれないですかねなんてことを冗談めいて話をしたり、あるいは県で新聞の広告を、計画内容を明らかにするそういう広告を出したらどうかとかというような話はしておりまして、塘添委員が言われたのと同じように、つくりっ放しではなくて、広く関係者、県民に知っていただくことがすごく大事ではないかという話が出ましたので、多分事務局はそれは受けとめていただけるだろうというふうに私自身も期待をしているところでございます。

　それから、前者のほうも、これはなかなか悩ましいことで、一般的に「65歳の壁」と言っているのですけれども、65歳未満は障害者施策のいわば範疇で対応して、65歳を超えるといわば介護保険対象になると、そういう論理が今まかり通っていて、果たしてそれでいいのかということがあるわけでございますが、ご指摘のように、そうだと思います。

　ただ、高齢者虐待の中で、いわゆる認知症の高齢者って、考えてみたら障害を持っている方なわけですから、そういう方々を別に障害を持っている方、例えば従来の心身障害とかそういう方を特筆することは果たしていいのかどうかという論議もちゃんとしなくちゃいけないので、二重にでも掲載するのはいいのではないかというのは１つの案でもありますが、私はその点はあまりこだわらなくてもよろしいのではないかというふうに思っているんですね。今は昔の障害の概念が随分変わってきているわけで、生活のしづらさというふうに捉えていくと、実は65歳以上の高齢者はみんな生活のしづらさを抱えている、何らかのものを抱えている、その中でどういう要因で虐待が起きているかという要因分析の中に今のご指摘のようなことが少し明確に出れば、それは分ける意味がありますけど、そうじゃなければ、あまりそれはこだわる必要はないのではないかというのが私なりの回答ということになります。

　納得なされるかどうかわかりませんが、そういうことでご了解いただければと思います。

　広報等は、事務局のほうでよろしくお願いします。

【石浦厚生企画課長】　広報等に関してですが、前回、福祉基本計画の分科会の関係でも述べていただいたんですけれども、ちょっと私の知っている範疇で言いますと、その計画の中で、例えば高齢の高齢者福祉計画とか介護保険事業支援計画、それから障害福祉計画については、多分リーフレットとか概要版をつくって、それを関係団体等に配布していると思っております。

　うちのほうの厚生企画課の福祉基本計画についても、今回、そういうようなものをつくって、また配布したいとは考えております。

　あと、これは広報課とちょっと協議しなければいけないと思いますけれども、塘添委員が言われるように、広報紙、県広報のところに何かこの計画のどれかを特集で載せてもらって普及してもらうというのは、それは大変いいことだと思っていますので、また広報課と協議してみたいと思っております。

【岩城委員長】　よろしいですか。

【塘添委員】　はい、どうもありがとうございました。

【岩城委員長】　そのほかに何かご意見はございますか。

【細川委員】　手をつなぐ育成会の細川でございます。

　今回、単身高齢者という話が随分出てきて、それもとっても大事なことなんですが、知的障害の子どもを抱えた親も高齢化しております。それから、知的障害がある本人が大変、いろいろ医療の進歩とかということもあるんでしょうけれども。大変高齢になっております。昔は「知的障害の子は長生きあんまりしないから、せいぜい親はかわいがってあげなさいよ」と言われていた時代も長かったと聞いておりますが、今はもうやっぱり子どもを残していかなきゃいけないという親が当然になっております。

　じゃあ、高齢になった知的障害者がどこで暮らしているかというのを、ごく簡単な話なんですけれども、まず、先ほどからの65歳で分けるのがいいのかは別としまして、一般の高齢者の場合は、65歳を超えた人のうち施設で暮らしている人は４％と言われているそうなんですが、実は知的障害のある人の65歳以上の人の55％は入所施設で暮らしていると言われています。

　そうしますと、今までそういう高齢になった知的障害のある人を、世話をするということに対する専門的な十分な知見が積み重なっていないんじゃないかと思うんですね。だからといって、じゃ65歳になったから高齢者施設で合うかどうかと言いますと、それもなかなか実は難しい問題になっております。

　親が子どもを残していくときに、この子どもはどうしたらいいのかというのは、大変今大きな話題になっていまして、本人さんたちの集まりでさえも、何か心配事あるかというと、「親が死んだときに自分はどうして生きていけるんだろうか」というような不安が出ておりますので、今、共生型とか、いろんなことが現実に言われていますが、もう少し力を入れて対応を考えていただけるとありがたいなと思います。

　以上です。

【大橋臨時委員】　これも大変大事なご指摘で、ありがとうございました。

　１つは、知的障害の方々が長い間入所施設で生活をしちゃっているわけですね。それは親なき後対策で、国の政策としても、1971年以降、全部それを進めてきちゃったわけですね。国立の高崎の「のぞみの園」コロニーでさえも、廃止をして地域で生活していただけるような状況もつくろうということなわけですが、早くから施設に入所して自分の自立生活がどれだけできるかという訓練を十分されていない人たちにとっては、年取ってから出るというのはなかなかこれはえらいことだと思います。

　だから、それは、従来はそうなっちゃっているけど、これからはできるだけ地域で生活するという生活技術能力を高めることが大事だし、その仕組みはこの４月から始まるので、その政策がどれだけ強化されるかというのも、ちょっと我々は着目しなければならないんだろうというふうに思っているわけですね。

　その上で、現に長い間施設に入所していて、ある意味では全部職員が対応してくれた状況の中で、今さら地域っていってもなかなか大変だというふうな問題が、実は8050問題も起きてきているわけでして、厚生労働省の文書の中でも8050問題というのを使ってくれましたけれども、ある意味では富山発信なんですね、あの言葉は。それはつまり80歳代の親と50歳代の知的障害の子どもたちという。親なき後どうするんだという問題がある。それで、富山型、共生型グループホームというような発想も出てきたので、その辺のものを少し柔軟に考えていくことによって、私は道を開かれるのじゃないかと。

　年が65歳になったから即座に従来の特別養護老人ホームにというふうには、そう単純ではないというのはご指摘のとおりだと思いますので、私なんかはもう富山型、共生型グループホームみたいのを整備していくことと、地域で支えるその地域生活拠点事業をどう充実強化するかというところが大きな課題かなというふうに思っております。

　そのとおりでよろしゅうございましょうか。当然論議はいたしました。ありがとうございました。

【岩城委員長】　そのほか何かご意見等はございますでしょうか。

　〔発言する者なし〕

【岩城委員長】　特にほかにご意見がないようですので、今出されました意見の計画への反映等につきましては、最終的な答申は、本答申案をもとに本審議会の委員長である私に一任していただけますでしょうか。

　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【岩城委員長】　ありがとうございます。それでは、本審議会終了後、私と大橋専門分科会長から、県に対し答申したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

４　報　　告

　（１）平成29年度に策定等を行う各計画（概要）について

　（２）平成30年度富山県福祉関係予算について

【岩城委員長】　それでは次は、県からの報告事項でございます。

　報告につきましては、平成29年度に策定を行う各計画（概要）と平成30年度富山県社会福祉関係予算をまとめて説明していただき、質疑等もその後まとめて行いたいと思います。

　では、次第の順に沿って報告をお願いいたします。

【石浦厚生企画課長】　厚生企画課の石浦です。

　私のほうからは、29年度に策定等を行いました計画等について、概要について大まかに説明させていただきたいと思います。座って説明いたします。

　今ほど大橋先生のほうから福祉基本計画のご説明がありましたし、あとこの社会福祉審議会にやや関連の深い高齢福祉課の高齢者保健福祉計画、介護保険支援計画、それから障害福祉課の障害福祉計画については、各課長さんのほうから個別にこの後説明させていただきます。

　このほかの残りの計画については、僭越ながら、私のほうからごくごく簡単に説明させていただきます。

　資料３をごらんください。

　資料３の３ページ、これが医療計画で、富山県医療計画の概要でございます。

　「患者本位の良質かつ適切な医療提供体制の確保」を基本目標にいたしまして、がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患の５疾病とそれから救急、災害、へき地、周産期、小児医療の５事業、それと在宅医療ごとの医療連携体制とか数値目標、施策等を定めまして、昨年度策定しました地域医療構想を踏まえた急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築を目指すための計画でございます。

　右側でございますが、次にがん対策推進計画でございます。５ページのほうに計画の概要が書いてございます。

　がん対策基本法に基づきます法定計画でございまして、県のがん対策を総合的に推進するための基本計画であり、計画では、予防の強化と早期発見の推進、質の高い医療の確保、患者支援体制の充実の３つの計画の柱ごとに分野別の取り組みと目標値を定めておる計画でございます。

　次に、医療費適正化計画でございますが、10ページでございます。高齢期におきます適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を図るための計画でございます。

　この計画では、特定健康審査の実施、それから特定保健指導の実施、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少、たばこ対策、それに今回新たに予防接種、生活習慣病等の重症化予防の推進、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の推進において、それぞれの取り組み目標とそれから施策を定めているものでございます。

　次に、健康増進計画、これは15ページに概要がありますが、これは今年度、中間評価が行われたところでございます。健康寿命と検診を基本目標としておりまして、望ましい生活習慣の確立の推進、それから、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、それから、社会生活を営むための機能の維持向上といった基本的な方向の項目ごとに目標指標を設定しております。その目標値と現状値と比較し、達成状況を評価したところ、健康寿命の延伸それから血糖コントロール不良者の減少や自殺死亡率の減少などの目標指標は達成してはおりますが、野菜摂取量の増加、日常生活における歩数の増加、胃や肺がんの検診受診率、メタボリックシンドローム不良者の減少などは目標値に達するどころか悪化しているというところでございます。

　今後、今年度34年度時の目標値達成に向けまして、健康寿命延伸のために必要な施策に取り組むこととなっております。

　次に、自殺対策計画でございます。18ページに計画の概要がございます。本県の自殺死亡率の減少を目標とした計画でございまして、事前対応、危機対応、事後対応、事前対応の更に前段階といったステージ別ごとの取り組みや市町村等への支援の強化、実態把握と分析といった施策体系とした計画でございます。

　最後に、「県民歯と口の健康プラン」でございますが、20ページに中間報告の概要が書いてありまして、生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から「8020運動」をさらに推進することを基本目標とした計画でございます。

　計画では、歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・維持・向上、要介護者、障害児・者等への歯科口腔保健の推進といった基本方針ごとに目標指標を設定いたしまして、その目標値と現状値を比較して達成状況を評価したところ、12歳児の虫歯のいない者の増加に関しては目標値を達成しておりますが、最終目標値を達しましたので最終目標値を上方改正する方向でございます。

　一方、進行した歯周炎を有する者の減少についてや80歳で20本以上の自分の歯を有する者の増加に関しては、目標値に達成するどころか悪化しているところでございます。

　今後、乳幼児・学齢期の虫歯予防、成人・高齢期、特に働く世代の歯周病予防や口腔機能の獲得・維持・向上のための取り組みに対して支援していくこととしております。

　私からは以上でございます。

【牧野高齢福祉課長】　高齢福祉課でございます。

　この資料の６ページにお戻りいただきたいと思います。６ページ、お開きください。

　私からは、平成30年度からの３カ年を計画期間といたします新たな高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業支援計画につきまして、昨日、３回目のこの社会福祉審議会の高齢者福祉専門分科会におきまして、ご意見をいただきまして、また市町村の作成いたします介護保険事業計画等を踏まえまして、この計画案が取りまとまりましたので、ご報告させていただきます。

　計画の概要でございます。目的趣旨につきましては、老人福祉法、そして介護保険法に基づきまして、団塊の世代が75歳以上となります2025年を見据えまして、地域包括ケアの実現のための取り組みを本格化させる、そして市町村の介護保険事業の円滑な実施を支援する、また、高齢者の健康や生きがいづくりをはじめとする本県の高齢者保健福祉施策を総合的に推進するために策定するものでございます。

　次に、計画の構成内容、そして６期計画からの主な変更点でございますけれども、基本的には介護保険法の改正に伴いまして計画策定のガイドラインとなります国の基本指針の見直しなどを踏まえ設定しております。

　１枚おめくりいただきまして、７ページのＡ４の横の資料をごらんいただきたいと思います。

　計画案のポイントでございます。基本目標につきましては、2025年に向けまして、６期計画と同じく「すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築」を掲げております。

　左側は、本県の高齢者を取り巻く現状をまとめてございます。2025年に向けまして高齢者が増加。また高齢化率も上昇してまいります。それに伴いまして、要介護認定者、認知症高齢者も増加してまいります。

　その下には６期計画までの主な成果ということで、先ほどいろいろお話がございましたケアネット活動の地区数の増加ですとか、富山型デイサービスの事業所の増など、地域密着型サービスの充実について書いておりますし、在宅医療の体制も充実してまいっております。

　そのほか、県の要介護認定の状況、そして介護保険制度の改正等、また特に地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められることなどを書いております。

　これらを踏まえまして、真ん中でございますけれども、主な課題を整理いたしまして、それぞれに対応する、右側になりますけれども、計画の体系といたしまして、重点項目を８つ、そしてそれぞれの主要施策を位置づけております。第１節は、高齢者の健康・生きがいづくりということで、２項目掲げております。また、第２節、介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進といたしまして、ここでは新たに追加した課題といたしまして、地域ケア会議にリハビリテーション専門職等が加わりまして、自立支援に必要なケアマネジメントが行われる取り組みを推進することを新たに加えております。また、地域共生社会を構築することが重要ということで、高齢者、その家族を地域ぐるみで支え合う地域づくりが求められるということを新たに加えております。

　また、住みなれた地域において重度者の在宅サービスなど高齢者のニーズを把握しまして、共生型の富山型デイサービスや複合的なサービスを柔軟に提供できる地域密着型サービスの整備を推進することを加えております。

　２の介護との連携による在宅医療等の推進、そして３の認知症施策の推進、新オレンジプランを踏まえまして、認知症の人やその家族の視点を重視した安心できる地域支援体制の構築について新たに追加させていただいております。

　第３節にまいりまして、地域包括ケアシステムの深化・推進を支える体制づくりといたしまして、今回新たに国の指針におきまして、市町村におきましても、地域の実情を踏まえて福祉・保健人材の養成と資質向上を図ることとなりましたので、市町村と連携して県も取り組むことを新たに加えております。

　２のサービスや制度運営の質の向上では、地域共生社会の実現に向けまして、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制が必要ということで、地域包括支援センターの機能強化について新たに加えております。

　一番右端になりますけれども、主な評価指標でございます。これにつきましては、さきに公表されました新たな総合計画、そして今回の福祉基本計画、医療計画等、他の県計画との整合性を図るとともに、国の指針を踏まえまして、新たな項目を設けまして指標数をこれまでの24項目から41項目に増やしまして、計画の実績評価をこれまで以上にしっかりと行っていくこととしております。

　１枚おめくりいただきまして、８ページをごらんいただきたいと思います。これは参考でございますけれども、７期計画期間におきます各市町村保険者の介護サービス量の見込みと基盤整備の目標について載せてございます。

　まず、高齢者人口・要介護者の推計でございます。65歳以上の被保険者数につきましては、この３年間で2.1％の増が見込まれております。要介護認定者数につきましては、75歳以上の高齢者の増加によりまして、6.8％の増加が見込まれております。

　次に、主な介護サービス量の見込みでございます。居宅サービスにつきましては、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなど訪問サービスの伸びが見込まれております。

　地域密着型サービスでは、重中度の在宅ニーズを反映いたしまして、地域に密着したサービスが大きな伸びが見込まれているところでございます。

　施設サービスにつきましては、従来型の特養、また大規模特養、また老健施設については微増ということでございます。

　３の基盤整備でございますけれども、特別養護老人ホームにつきましては、66床、認知症高齢者グループホームにつきましては180床、小規模多機能居宅介護については10カ所の増、看護小規模多機能居宅介護につきましては９カ所の増、定期巡回・随時対応型の訪問介護看護につきましては８カ所の増が見込まれております。

　これらに基づきます介護給付費の推計でございますけれども、居宅サービス費が９％の増、地域密着型のサービス費につきましては26％の増、施設サービスにつきましては8.9％の増が見込まれているところでございます。

　私からは以上でございます。

【斉木障害福祉課長】　続きまして、障害福祉課でございます。

　私からは、資料11ページをごらんいただきたいと思います。「富山県第５期障害福祉計画について」ということで、障害福祉計画につきましては、今週の月曜日に県の障害者施策推進協議会で計画案についてご了解をいただきましたので、ご報告をいたします。

　１番の計画の概要の（２）の計画の位置づけでございますけれども、これは厚生労働省が所管します障害者総合支援法、それから児童福祉法に基づく障害福祉計画と児童福祉計画という位置づけになっております。

　障害につきましては、もう１つ、内閣府が所管します障害者基本法というのがございまして、それに基づく障害者計画というのがございます。これは今、国のほうで国の基本計画を年度末に定めて、それを踏まえて来年度策定するということにしておりまして、きょうご審議いただきましたこの県民福祉計画の内容も踏まえて来年度改定したいというふうに思っております。

　今年度策定いたしましたのは、そのうちの障害福祉サービスについての計画ということで、主にサービスの見込み量ですとか確保の方策といったものを計画で定めております。

　１枚おめくりいただきますと、計画の構成がございます。これは国の指針に基づいて新たな項目などを追加しておりますけれども、１番の３の基本理念のところでは、新たに地域共生の実現に向けた取り組みですとか障害児の健やかな育成のための発達支援というものを追加されております。

　それからⅢの２の「見込量の確保のための方策」では、（６）、（７）、（８）で、それぞれ障害児支援のための計画的な基盤整備ですとか、発達障害者等への支援の充実、それからいわゆる医療的ケア児等への支援の充実が追加されております。

　その他、下のほうに行きまして、Ⅶのその他のところでございますけれども、３番に障害者の芸術文化活動による社会参加の促進といった項目も追加されたところでございます。

　めくっていただきまして、13ページは、この計画のメインであります数値目標等の概要でございます。左のほうが32年度末までの数値目標ということで、成果目標としてまとめてございます。

　主なものとしては、まず地域移行といたしまして、①番、入所者の地域移行の数、国の指針では、28年度の９％以上ということになっておりますけれども、先ほど少しお話も出ましたが、入所者が高齢化しますと、なかなか地域移行していくというのは難しいということもございまして、富山県の場合は、市町村の積み上げでは5.1％、70人ということで目標を設定させていただいております。

　それから、それに伴います施設入所者の削減数につきましては、33人、2.4％というものでございます。

　２番の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築では、新たに保健医療福祉関係者による協議の場を設置していくということですとか、それから少し下がりまして、入院後６カ月時点の退院率などが新たに追加されておりまして、指針に沿った目標となっております。

　それから、④番の福祉施設からの一般就労では、福祉施設からの一般就労移行者数が、国の指針では平成28年の1.5倍以上ということになっております。これについて、本県では194人、1.55倍ということで見込んでございます。

　⑤番の障害児支援体制でございますけれども、これは新たに追加された項目でございますが、特に３つ目、４つ目の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所ですとか放課後等デイサービス事業所、これを各市町村で１カ所以上、圏域外でもいいということですが、そういう体制をつくりなさいということで、富山県の場合は圏域の設置も含めまして、県内でそれぞれ９カ所以上つくっていくということにしております。

　その下は医療的ケア児のための関係機関の協議の場ということで、県及び圏域市町村でそういう協議の場を設置していくというものでございます。

　右のほうへ行きますと、活動指標ということで、障害福祉サービスの必要な量の見込みでございます。障害福祉サービスにつきましては、やはり地域移行を進めるという点で、日中活動の在宅のサービスですとかグループホームが伸びる見込みとなっております。それに伴いまして、⑥番の施設入所支援、それから⑩番の障害児入所支援、それぞれ子どもと大人の入所ですが、それについては減少していくという見込みになっております。

　その下の２番の発達障害者等に対する支援につきましては、サービス内容の充実に加えまして、例えば②番の発達障害者支援センターによる相談支援ですとか、それからその支援センターが関係機関へ助言すること、それから外部機関や地域住民への研修啓発をするというようなことが新たに項目として盛り込まれております。

　その下の医療的ケア児に対する支援の調整ということで、医療的ケア児がいろいろなサービスを利用する際に、なかなか利用調整が難しいということで、コーディネーターを市町村に配置するという指針になってございますけれども、県内の場合は単独の市だけではなくて圏域単位、複数の市町村で連携するということで、７人コーディネーターを配置して全域を網羅するという予定になっております。

　一番下は障害者の施設、大人の施設と子どもの施設の入所定員総数ということになっております。地域移行が進められて入所者は削減する見込みでございますけれども、入所定員については、今後とも柔軟な受け入れを確保する、また在宅生活のバックアップの機能もございますので、定員を現状のまま維持していくということで計画を定めております。

　私からは以上でございます。

【石浦厚生企画課長】　それでは、報告の事項の（２）の平成30年度富山県福祉関係予算について、資料４をごらんください。Ａ３の紙です。

　地域共生福祉の推進を目指してということで、新規事業を中心に、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

　まず左上のほうの「地域包括ケアの推進」ということで、地域における福祉システムの形成という観点で新規事業としてケアネット活動を基盤とした市町村の包括支援体制の構築を支援するために共生型包括ケアネット構築事業を新規として計上いたしました。

　その右下のほうの「在宅医療・訪問看護の推進」に関してでございますが、新規としては、次世代型ＩＣＴシステムを活用した地域医療・介護連携の情報共有・ネットワーク基盤整備への支援をするという医療・介護連携促進基盤整備事業に1,500万ということで計上したところでございます。

　その下の「認知症対策の推進」におきましては、認知症への正しい理解と地域全体の見守り体制づくりに向けた街頭啓発活動等を実施します認知症普及啓発事業、それからその横の若年性認知症の人が社会的なつながりを継続できる仕事の場所を設置運営するモデル事業を実施いたします若年性認知症仕事の場（居場所）づくり支援事業。

　その下の「福祉人材の養成・確保・資質向上」のところでございますが、新規としては、潜在介護福祉士等への復職前研修・職場体験やマッチングを行います潜在介護福祉士等復職支援事業、それから県内の高校生を対象といたしました介護事業所でのインターンシップを行います介護事業所インターンシップ事業、それから介護職の魅力ＰＲ記事を掲載した情報誌を中高生に配布いたします未来の介護人材発掘事業、新規ではございませんが、拡充で右下のほうの介護現場の負担軽減や環境改善（働き方改革）のための介護ロボットを活用したモデル的な取り組みを支援いたします介護ロボット普及促進モデル事業というものを計上したところでございます。

　今度は右側のほうで、子育て支援等の充実におきましてでございますが、「家庭、地域における子育て支援」におきましては、新規としては病児対応型・病後児対応型施設の設置を促進いたします病児・病後児保育充実促進事業、それから右上のほうの「経済的負担の軽減・子育て支援の機運の醸成」ということで、今回、一定の低所得世帯の第１、第２子の無償化、それから第３子以降の原則無償化もあわせた保育所・幼稚園等保育料軽減事業３億5,800万円ということを計上したところでございます。

　その下の「特別な支援を要する子ども・家庭等への支援」としては、母子・父子世帯等の生活実態や支援に対するニーズに関する調査を実施いたします、ひとり親家庭等の実態調査、その下のほうの障害福祉関係でございますが、配慮を必要とする人が周囲に要支援者であることを知らせるヘルプマークの導入、普及を啓発する事業、それから、その下に自立と、会参加の関係でございますが、今ほど障害福祉課長からも少し触れられましたが、アール・ブリュットのさらなる普及、障害者芸術文化の裾野を拡大いたします障害者芸術文化活動普及支援事業、それからアドバイザーによる地域の保健医療関係者への支援を行います精神障害者の地域移行支援事業、工賃向上の関係でございますが、企業担当者への個別指導や経営者向けセミナー、障害者・家族と企業との交流会、障害のある新入社員向けの研修会などを開催いたします障害者の一般就労トータルサポート事業、これは商労のほうの事業でございますが、それから手話言語条例の関係でございますが、条例制定記念イベントの開催とか専任手話通訳者の県庁での配置、遠隔手話通訳サービスの開始、手話サークル等の普及活動支援等を行います手話普及等施策総合推進事業、その右上のほうでございますが、リハビリテーション病院・こども支援センターの中に利用者の利便性向上それから障害者の就労の場や県民との交流の場といたします飲食スペースを整備します障害者就労支援「チャレンジカフェ（仮称）」整備事業が8,298万円、それから医療的ケア児者相談・連携推進センター運営事業、最後に発達障害児を持つ家族の支援体制強化におきまして、高岡の「きずな」のほうにまた新たに保護者サロンを開催するという事業でございます。

　以上でございます。

【岩城委員長】　どうもありがとうございました。

　ただいまの説明に対して何かご質問等はございますでしょうか。何かご発言はございませんでしょうか。

　〔発言する者なし〕

【岩城委員長】　まだ、もうちょっと時間がございますので、せっかくの機会でございますので、議題に関することで皆様が日ごろ富山県における福祉についてお考えなどフリートーキングとしたいと思いますので、ご自由に発言ある方はどうぞお願いいたします。

　〔発言する者なし〕

【岩城委員長】　特にございませんでしょうか。

５　その他

【岩城委員長】　では、予定しております時間もまいっておりますので……。

【前田厚生部長】　すみません、遅れてまいりました。厚生部長でございます。

　まず、富山県民福祉基本計画は、第二次改定版でございますけれども、大橋会長には、これまでご苦労をいただきまして、おまとめいただいたことは感謝を申し上げたいと思います。

　また、きょうこういう形で議論いただきまして、お認めをいただきまして、ありがとうございます。

　この社会福祉審議会の冒頭、次長からも申し上げたとは思うんですけれども、これは、本県の福祉施策の大もとの会議でございます。ですので、こちらの計画も大変多岐にわたる内容でございますし、今ほど別の次年度から動き出します計画あるいは予算もご披露させていただきましたけれども、かいつまんで説明しての対応であるという形で、この審議会にかかわる計画が大変多いという状況になっております。

　これは、今ほどの議論の中にもございましたとおり、例えば障害の方が高齢化を迎えたというようなこととか、あるいは高齢者の方が増えていて、支える側の人数が減っていったりとか、そういう多岐にわたる話になってきたからこそ、医療あるいはほかの計画みたいなこともまた必要なのでないかなと思っております。

　そういう意味では、この計画あるいはその周辺の計画に基づきまして、しっかり施策を進めていかないと、これまでと同じ感覚で進めていると立ち行かないというところもあると思っておりますので、この計画ごとにしっかり実施をしてまいたいと思っておりますので、引き続き皆様のご指導をいただきながら進めていきたいと思います。

　引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【岩城委員長】　では、まだまだ発言の希望もあるかと思いますが、時間も参っておりますので、本日の審議会はこれで終了させていただきたいと思います。

　なお、本日の会議後にお気づきの点、または富山県の福祉全般に関しましてのご意見、ご提言などございましたら、事務局が配付いたしました「ご意見・ご提言用紙」にお書きいただきまして、ご提出をお願いしたいと思います。

　ご意見は、今後の審議会運営の参考にさせていただきたいと思います。

　また、県におきましても、今後の施策の参考にしていただきたいと思います。

６　閉　　会

【岩城委員長】　それでは、これで閉会いたします。

　審議会運営へのご協力ありがとうございました。

【鈴木厚生企画課主幹】　岩城委員長、どうもありがとうございました。

　これをもちまして、富山社会福祉審議会のほうを終了させていただきたいと思います。どうも皆さんありがとうございました。